

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・公有水面埋立ての竣功認可（2件）	漁 港 漁 場 課
・海岸保全区域の指定及び廃止（2件）	//
・保安林の指定	林 政 課
・保安林の指定施業要件の変更	//
◎ 公 告	
・製菓衛生師試験の実施	生 活 衛 生 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・測量の終了（2件）	//
◎ 議会告示	
○長崎県議会傍聴規則の一部を改正する告示	議 会 事 務 局
◎ 労働委員会告示	
・あっせん員候補者の公示	労働委員会事務局
◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告	
・定期監査の結果の公表	有明海自動車航送船組合
・財政援助団体等の監査結果の公表	//
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第558号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和7年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和7年11月14日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 対馬市
所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
代表者氏名 対馬市長 比田勝尚喜
代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

- 3 埋立ての区域
- (1) 位 置 長崎県対馬市美津島町尾崎字水崎517番 7 地先
 - (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 657.86平方メートル
- 4 埋立地の用途
- 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
- 平成 3 年10月31日付け長崎県指令 3 漁計許第36号
- 6 閲覧場所
- 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第559号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和 7 年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和 7 年11月14日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
- 名 称 対馬市
- 所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜
- 代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
- (1) 位 置 長崎県対馬市美津島町尾崎字宇土寄124番 1 から124番 5 に至る地先
 - (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 2,938.93平方メートル
- 4 埋立地の用途
- 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
- 令和元年 9 月30日付け長崎県指令31漁港許第 3 号
- 6 閲覧場所
- 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第560号

海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、東浦漁港海岸前舟津地区海岸前舟津地先海岸、東浦漁港海岸東浦地区海岸寺島地先海岸及び東浦漁港海岸東浦地区海岸東浦地先海岸に係る海岸保全区域（平成 9 年長崎県告示第232号）は、廃止する。

令和 7 年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾

海 岸 の 名 称				指 定 区 域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	地先海岸名	
大村湾	東浦	前舟津	前舟津	次の㍿点、㍿点、㍿点、㍿点、㍿点、㍿点、㍿点、㍿点、㍿点、㍿点の各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域
				㍿点 北緯32度53分28秒22 東経129度57分27秒23
				㍿点 北緯32度53分27秒35 東経129度57分26秒74
				㍿点 北緯32度53分28秒80 東経129度57分21秒21

大村湾	東浦	東浦	寺島	(ㇿ)点 北緯32度53分38秒71 東経129度57分20秒54 (ㇽ)点 北緯32度53分44秒13 東経129度57分27秒10 (ㇾ)点 北緯32度53分43秒45 東経129度57分28秒23 (ㇿ)点 北緯32度53分40秒41 東経129度57分24秒68 (ㇾ)点 北緯32度53分37秒45 東経129度57分26秒27 (ㇽ)点 北緯32度53分33秒13 東経129度57分24秒84 (ㇿ)点 北緯32度53分29秒23 東経129度57分24秒82 次の(ㇾ)点、(ㇽ)点、(ㇿ)点、(ㇾ)点、(ㇽ)点の各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 (ㇾ)点 北緯32度53分24秒81 東経129度57分25秒54 (ㇽ)点 北緯32度53分22秒53 東経129度57分25秒53 (ㇿ)点 北緯32度53分22秒55 東経129度57分20秒53 (ㇾ)点 北緯32度53分24秒82 東経129度57分20秒54
大村湾	東浦	東浦	東浦	次の(ㇾ)点、(ㇽ)点、(ㇿ)点、(ㇾ)点、(ㇽ)点、(ㇿ)点、(ㇾ)点、(ㇽ)点、(ㇿ)点の各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 (ㇾ)点 北緯32度53分28秒65 東経129度57分49秒67 (ㇽ)点 北緯32度53分27秒80 東経129度57分50秒69 (ㇿ)点 北緯32度53分25秒61 東経129度57分46秒51 (ㇾ)点 北緯32度53分23秒80 東経129度57分31秒56 (ㇽ)点 北緯32度53分24秒21 東経129度57分29秒42 (ㇿ)点 北緯32度53分25秒18 東経129度57分28秒29 (ㇾ)点 北緯32度53分25秒40 東経129度57分29秒23 (ㇽ)点 北緯32度53分25秒55 東経129度57分33秒12 (ㇿ)点 北緯32度53分26秒93 東経129度57分45秒95

長崎県告示第561号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、松原漁港海岸松原地区海岸裸島地先海岸に係る海岸保全区域（昭和53年長崎県告示第865号）及び松原漁港海岸松原地区海岸松原浦地先海岸に係る海岸保全区域（平成21年長崎県告示第185号）は、廃止する。

令和7年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾

海 岸 の 名 称				指 定 区 域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	地先海岸名	
大村湾	松原	松原	裸島	次の(ㇾ)点、(ㇽ)点、(ㇿ)点、(ㇽ)点、(ㇾ)点、(ㇽ)点、(ㇿ)点の各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 (ㇾ)点 北緯32度58分59秒26 東経129度56分48秒82 (ㇽ)点 北緯32度59分00秒22 東経129度56分47秒66 (ㇿ)点 北緯32度59分03秒91 東経129度56分50秒36 (ㇽ)点 北緯32度59分04秒37 東経129度56分48秒94 (ㇾ)点 北緯32度59分06秒32 東経129度56分50秒20 (ㇽ)点 北緯32度59分03秒97 東経129度56分54秒76 (ㇿ)点 北緯32度59分02秒03 東経129度56分51秒40
大村湾	松原	松原	松原浦	次の(ㇾ)点、(ㇽ)点、(ㇿ)点、(ㇽ)点、(ㇾ)点、(ㇽ)点、(ㇿ)点、(ㇾ)点、(ㇽ)点、(ㇿ)点の各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

				(ク)点 北緯32度58分27秒43 東経129度56分32秒98
				(ケ)点 北緯32度58分26秒61 東経129度56分32秒63
				(コ)点 北緯32度58分26秒74 東経129度56分32秒41
				(ク)点 北緯32度58分27秒04 東経129度56分32秒35
				(シ)点 北緯32度58分28秒10 東経129度56分30秒45
				(ス)点 北緯32度58分46秒74 東経129度56分42秒15
				(セ)点 北緯32度58分53秒09 東経129度56分44秒37
				(ソ)点 北緯32度58分57秒83 東経129度56分43秒32
				(タ)点 北緯32度58分57秒92 東経129度56分40秒61
				(チ)点 北緯32度58分59秒13 東経129度56分42秒70
				(ツ)点 北緯32度58分58秒36 東経129度56分45秒68
				(テ)点 北緯32度58分54秒22 東経129度56分46秒48
				(ト)点 北緯32度58分50秒90 東経129度56分46秒18
				(ナ)点 北緯32度58分45秒59 東経129度56分44秒38
				(ニ)点 北緯32度58分44秒80 東経129度56分44秒34

長崎県告示第562号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

北松浦郡小値賀町納島郷字廣浦1の5、8、41の1、42、字田手ノ浦153の1、153の2、154、156の1、157、159の1、159の2、160、161、163、167の1、167の2、169の5、170の2、183の2、184の4、187の5、192の2、195の1、196の1、196の2、203の2、203の5、203の6、字池ノ浦263の2、263の5、264の3、271の1、272の1、273、274、286の1、286の3、287の2、288の2、字與石331の3、331の4、332、332の1、333の1、字大曾根338の1、340の2、373の1、373の2、374の1、375の2、376の2、377の1、378、381の1、382の1、383の3、386の2、字針木536から538まで、540から542まで、543の1、546、548、550の1、550の2、556の1、559の1、559の2、560、561の1、561の2、562の1、564の1、566の1、566の2、568、571の1、572の1、582の4、582の5、字大川原613の1、613の2、614の1、615の1、616の1、617の2、634の1、640、644の1、644の2、645の4、649の1、649の2、651の1、651の2、656の2、656の4、658、字縄キリ660の1、661の1、661の2、662、668、669の1、669の2、671、673、676の1、676の2、677の1、678の2、680の1、680の2、682の1、682の2、683の2、686、689、690の2、694の1、695の1、字大畑ヶ697、697の1、716、717の1、718の1、727の4、729の2、730、731の1、前方郷字里ノ前2350

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めると

ころによる。

平成4年2月14日農林水産省告示第242号（2に係るものに限る。）、平成12年11月6日長崎県告示第1103号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課並びに五島市役所及新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

製菓衛生師試験の実施（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、令和7年度長崎県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和7年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 令和8年1月14日（水）14時から
- (2) 試験の場所 長崎県庁 行政棟 大会議室、会議室302、303、304、305
（長崎市尾上町3番1号）

2 試験時間及び試験科目

120分間

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論
- (7) 製菓実技

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校への入学資格を有する者。法附則第3項の規定によりみなされる者を含む。以下同じ。）であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの。
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの。
- (3) 法施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、法施行の日において3年を超えているもの又は法施行の日後3年を超えるに至ったもの。

4 提出書類

- (1) 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和42年長崎県規則第63号）様式第5号）
- (2) 写真

受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽、縦型の電子データ。

- (3) 現在の氏名と提出書類に記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本。
- (4) 上記3の(1)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

- (5) 上記3の(2)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証明書）

イ 2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類（製菓衛生師法施行細則様式第6号）

- (6) 上記3の(3)に該当する者は、法施行の際、現に菓子製造業に従事しており、かつ当該製造業に3年以上従

事したことを証する書類を添付すること。

- (7) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができるので、受験申請時に技能検定合格証書を提示すること。

なお、試験科目の免除に伴い、試験時間を45分短縮し、14時から15時15分までとする。

5 受験手数料

9,400円

原則、「長崎県電子申請システム」により、キャッシュレス納付を行うこと。なお、納付後の受験手数料は一切返還しない。

6 受験願書の受付期間

「長崎県電子申請システム」により、令和7年11月17日（月）から令和7年12月5日（金）の午後5時45分までに申込をしたものまで受け付ける。

7 受験願書の提出先

「長崎県電子申請システム」より、受験願書と必要となる書類を提出すること。「長崎県電子申請システム」による提出が難しい場合は、下記11を参照すること。

8 合格の発表

合格の発表は、令和8年3月24日（火）に県のホームページに掲載し、合格者には合格通知書と合格証書を送付する。

9 試験結果の簡易開示

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点は、受験者本人が必要書類を持参した場合に限り、口頭で開示を行うことができる。

(1) 開示場所

長崎県県民生活環境部生活衛生課

(2) 開示方法

受験者本人が必要書類（受験票、合格証書、運転免許証、健康保険証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等、本人であることを証明できる書類）を持参した場合に限り口頭で開示。

(3) 開示期間

令和8年3月25日（水）から令和8年4月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

10 その他

- (1) 過去の試験問題については、県のホームページ、県民センター及び県内6か所の行政資料コーナーで入手が可能であること。

- (2) 受験手続その他詳しいことは、住所地を管轄する保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（095－895－2362）へ問い合わせること。なお、文書による問合せには、必ず返信用切手を同封すること。

11 長崎県電子申請システムによる申請が難しい場合は、用紙による申請を行うこと。

- (1) 写真は、受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの（糊付けはしないこと。）を提出すること。

- (2) 受験願書の受付期間は、令和7年11月17日（月）から令和7年12月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。受付時間は、県立保健所及び県庁においては午前9時から午後5時45分まで、長崎市保健所においては午前8時45分から午後5時30分まで、佐世保市保健所においては午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和7年12月5日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

- (3) 受験願書の提出先は、受験者の住所を管轄する保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（長崎市尾上町3番1号）とする。なお、やむを得ず郵送する場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きの上、長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850－8570長崎市尾上町3番1号）へ書留郵便で行うこと。

- (4) 受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県県民生活環境部生活衛生課で配付するほか、県のホームページから申請書をダウンロードすることも可能である。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量（基準点測量、数値地形図データ作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
松浦市志佐町浦免～松浦市御厨町寺ノ尾免	令和7年11月4日から 令和8年5月29日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
北松浦郡佐々町（一部）	令和7年10月15日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市正久寺町	令和7年10月17日

議 会 告 示

長崎県議会傍聴規則の一部を次のとおり改正する。

令和7年11月14日

長崎県議会議長 外間 雅広

長崎県議会告示第2号

長崎県議会傍聴規則の一部を改正する規則

長崎県議会傍聴規則（昭和53年長崎県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（傍聴席に入ることができない者） 第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （1）銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者 （2） <u>ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して</u>	（傍聴席に入ることができない者） 第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （1）銃器、棒、杖（身体障害者等の使用する杖を除く。）、 その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者 （2） <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂</u>

<u>威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (3) <u>前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u> (4) 略 (5) 略 (6) <u>その他会議を妨害することが明らかであると認められる者</u> 2 議長は、必要と認めるときは、傍聴しようとする者に対し、係員をして、<u>前項第1号から第3号までに規定する物を携帯しているかどうかを質問させることができる。</u> 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。 (傍聴人の遵守事項) 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1) <u>静粛にすること。</u> (2) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u> (3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u> (4) 略 (5) <u>その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</u> 2 略	<u>れ幕、かさの類を携帯している者</u> (3) <u>はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u> (4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</u> (5) <u>笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者</u> (6) <u>下駄、木製サンダルの類を履いている者</u> (7) 略 (8) 略 (9) <u>異様な服装をしている者</u> (10) <u>その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者</u> 2 議長は、必要と認めるときは、傍聴しようとする者に対し、係員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているかどうかを質問させることができる。 3 議長は、前項の質問を受けた者が、これに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。 (傍聴人の遵守事項) 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、<u>静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</u> (1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。</u> (2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u> (3) <u>はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又はビラをまき、張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等示威的行為をしないこと。</u> (4) <u>帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u> (5) 略 (6) <u>みだりに席を離れないこと。</u> (7) <u>不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</u> (8) <u>その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u> 2 略
--	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

労働委員会告示

長崎県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和7年11月14日

長崎県労働委員会会長 山下 肇

○長崎県労働委員会あっせん員候補者

氏 名	委嘱年月日	現 職	前 職
山 下 肇	H23.11.7	弁護士 長崎県労働委員会会長	
矢 野 生 子	H27.11.5	長崎県立大学経営学部教授 長崎県労働委員会会長代理	
河 村 有 教	R7.11.5	長崎大学多文化社会学部准教授 長崎県労働委員会公益委員	
川 島 陽 介	R7.11.5	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
佐 藤 敬 弘	R7.11.5	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
宮 崎 辰 弥	H29.11.6	日本労働組合総連合会 長崎県連合会オルガナイザー 長崎県労働委員会労働者委員	
本 田 恵美子	R1.11.5	全日本自治団体労働組合 長崎県本部特別執行委員 長崎県労働委員会労働者委員	
菊 永 昌 和	R5.11.6	全日本自治団体労働組合 長崎県本部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
岩 永 洋 一	R7.11.5	日本労働組合総連合会 長崎県連合会会長 長崎県労働委員会労働者委員	
寺 脇 克 典	R7.11.5	三菱重工労働組合 長崎造船支部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
川 口 勇一郎	H23.11.7	キングタクシー株式会社 代表取締役社長 長崎県労働委員会使用者委員	
永 江 圭 爾	H25.11.5	株式会社昭和堂 専務取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
岩 根 信 弘	H27.11.5	長崎観光貿易株式会社 取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
小 野 裕 子	R3.11.5	株式会社日本冷熱 監査役 長崎県労働委員会使用者委員	
峯 下 隆 久	R5.11.6	長崎県経営者協会 専務理事 長崎県労働委員会使用者委員	
小 畑 英 二	R7.4.7	長崎県労働委員会事務局長	
西 平 能 成	R5.4.5	長崎県労働委員会事務局調整審査課長	

有明海自動車航送船組合監査委員公告

定期監査の結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第1項及び第4項並びに第199条第2項の規定に基づき実施した令和6年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年11月14日

有明海自動車航送船組合
監査委員 小原 雅之
同 下田 芳之

定 期 監 査 結 果

第1 監査の概要

令和6年度における有明海自動車航送船事業会計に係る定期監査を次のとおり実施した。

1 監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

行政監査（地方自治法第199条第2項）

3 監査の対象

令和6年度有明海自動車航送船事業会計

4 監査の着眼点

財務及び行政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

(1) 監査実施日

予備監査：令和7年6月5日（木）～6日（金）

委員監査：令和7年7月11日（金）

(2) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 小原 雅之
同 下田 芳之

第2 監査の結果

財務及び行政に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

1 意見

当組合においては、令和5年3月に令和5年度を初年度とする5年間の中期目標を策定し、増収・増客による収入の確保をはじめとした取組を進めている。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが第5類に移行した後、社会経済活動の回復に伴い、期間限定特別割引等を実施し誘客の推進を図り、当年度は前年度に比べ航送車両台数及び旅客数が増加している。また、多比良港一層式人道橋の修繕や船舶設備の修理・更新等に係る費用が発生している。

この結果、経営成績は総収益が12億486万円、総費用が10億5,634万円で、純利益は1億4,852万円となり、前年度と比較すると306万円減少している。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

(1) 誘客の推進について

航送需要は、コロナ禍前の約9割まで回復している。しかしながら、収支に直接影響する船舶燃料価格の高騰は高止まりの傾向にあることから、引き続き、価格の推移を適切に把握するとともに、航送需要の

更なる拡大を図るため、利用者サービスの向上や長崎、熊本両県をはじめ、関係団体等との連携に努め、効果的な誘客の推進に努められたい。

(2) 行政職職員の人材育成について

当組合において、行政職は中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、外部研修等を活用するなど、引き続き、業務に必要な知識や技能の習得に向けた人材育成に努められたい。

(3) 「有明フェリー中期目標」の現状を踏まえた計画の見直しについて

令和5年3月策定の「有明フェリー中期目標」では、老朽化した船舶の更新や利便性の向上などに取り組むことにより、安定した事業の継続を図ることとされている。しかしながら、新船について、中期目標では令和7年度に起工する計画であったが、船台確保等の都合により建造時期を変更するなど既に計画との乖離が生じているため、現状を踏まえた計画の見直しを図られたい。

2 是正・改善を検討すべき事項

財務及び行政に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な事務執行を図られたい。

(1) 自動車損害賠償責任保険料の還付について

自動車損害賠償責任保険料の還付について、公用車の除却後速やかに請求すべきところ、約2か月遅れて請求しているため、還付金の受領額が2か月分減少している。

公用車の廃止に当たっては、保険料の還付請求が遅れないよう適正な事務処理を行う必要がある。

(2) 契約事務について

契約事務について、次の課題がある。

ア 業務委託について、落札者から契約保証金免除申請書の提出がないまま、有明海自動車航送船組合会計規程に基づき保証金の免除決定を行い、契約を締結している。

イ 請負契約の保証について、契約書では、請負者は、債務不履行により生じる損害金の支払保証書を金融機関から取得し、契約の保証として提供することができるとしているが、有明海自動車航送船組合会計規程においては、当該保証書は契約保証金に代わる担保として明記されていない。

ウ 契約額が50万円を超える業務委託契約を締結するに当たり、予定価格調書を作成していないものが多数ある。

有明海自動車航送船組合会計規程に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックが必要である。また、併せて会計規程の見直しを検討する必要がある。

(3) 労務管理等について

労働基準法等に基づく職員の出退勤時刻の記録をしていない。また、労働基準法第36条及び船員法第64条の2に定める時間外労働等に関する労働組合との協定が締結されていない。

適切な出勤退勤の管理を行うとともに、労働基準法及び船員法の規定に基づく協定の締結及び届出を行う必要がある。

財政援助団体等の監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等の監査結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年11月14日

有明海自動車航送船組合
監査委員 小原 雅之
同 下田 芳之

監 査 結 果

第1 監査の概要

有明海自動車航送船組合が財政援助をしている団体について、令和6年度事業を対象に下記のとおり監査を実施した。

1 監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の着眼点

出資している団体の出資に係る出納その他の事務の執行が出資の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 監査対象団体 | 有明フェリー振興株式会社 |
| (2) 予備監査年月日 | 令和7年6月9日（月） |
| (3) 委員監査年月日 | 令和7年7月11日（金） |
| (4) 財政的援助等の内容 | 出資（出資比率100％）出資額 30,000,000円 |
| (5) 実施監査委員 | 有明海自動車航送船組合監査委員 小原 雅之
同 下田 芳之 |

【令和6年度決算の概要】

当法人は、有明海自動車航送船組合から全額出資を受け、同組合からの定期傭船などの受託業務、船員派遣業務などを行っている。

当年度の売上高は6億1,622万円で、油脂売上等が減少したものの、業務受託料収入や船員派遣事業収入等が増加したことにより、前年度に比べ513万円（0.8％）増加している。

一方、売上原価は2億7,433万円で、油脂など商品の仕入れ高の減により、前年度に比べ215万円（△0.8％）減少している。

このため、売上総利益は3億4,189万円で、前年度に比べ727万円（2.2％）増加している。

販売費及び一般管理費は3億3,905万円で、主に人件費の増などにより前年度に比べ427万円（1.3％）増加している。

この結果、営業損益は284万円の利益で、前年度の16万円の損失に比べ300万円収支が好転している。

経常損益は、営業損益284万円に受取利息等の営業外収益17万円を加えた結果、302万円の利益で、前年度に比べ195万円（182.6％）収支が改善している。

当年度の純損益（税引後）は、特別利益（退職給付引当金戻入等18万円）、特別損失（役員退職引当金繰入78万円）を合算した結果、前年度に比べ245万円（△69.5％）減少しているが、108万円の利益である。

資金繰りについては、流動資産が1億3,756万円、流動負債が7,346万円であり、短期的な資金繰りの状況を示す流動比率は187.3％で、当面の資金繰りに支障はない。

第2 監査の結果

監査の結果、出資目的に従った団体運営がなされており、財政援助に伴う出納及び事務に関しては、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、取り組むべき課題として、次の事項が挙げられる。

- (1) 社員（事務職）の高年齢化という課題を抱えていることから、その解消や業務ノウハウの継承を見据え、現状を踏まえた中長期的な雇用方針を検討する必要がある。
- (2) 社員の出勤退勤の管理について、法令等に基づき適切に行う必要がある。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学Webアプリ診断について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和7年11月14日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
長崎県立大学Webアプリ診断
- (2) 委託業務の特質等
入札説明書等による。
- (3) 納入期限

令和8年3月26日

(4) 納入場所

長崎県立大学佐世保校（長崎県佐世保市川下町123）

(5) 入札の方法

前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) この公告の日から6の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から6の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 競争入札参加資格申請について

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和7年12月9日（火）午後5時までとする。なお、提出は、大学の休日を除く午前9時から午後5時の間とする。（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」と記載）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において配付するほか、長崎県立大学公式ホームページから入手することも可能である。

<https://sun.ac.jp/tender/>

(3) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届（様式第2号）

エ 口座振替申込書（様式第3号）

オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第2号）

カ 口座振替申込書（様式第3号）

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(4) 競争入札参加資格申請に関する問い合わせ先

(住 所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地 1

(名 称) 長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

(電 話) 0956-47-2191

(5) 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

- ① 商号又は名称
- ② 所在地
- ③ 代表者
- ④ 資本金（法人の場合）
- ⑤ 使用印鑑
- ⑥ 委任事項
- ⑦ 金融機関取引口座
- ⑧ 電話番号

(6) 資格の取消し等

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

4 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和7年12月2日（火）午後5時までの間（大学の休日を除く。）

(場所) 入札説明書は、この公告の日から12に掲げる場所において配付するほか、長崎県立大学公式ホームページから入手することも可能である。 <https://sun.ac.jp/tender/>

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

5 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札・開札の場所及び期日等

(期日) 令和7年12月15日（月） 14時00分開始

(場所) 長崎県立大学佐世保校1号館（本部棟） 特別会議室

入札当日が悪天候（大雨、大雪等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に12の部局に確認すること。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

8 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、6の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 設置予定機器が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

10 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

11 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。

12 当該入札に関する問い合わせ先

（住 所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1
（名 称）長崎県公立大学法人 企画広報課企画広報グループ
（電 話）0956-47-5856

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト